

# 第6次京都市男女共同参画計画（概要版）

## 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「京都市男女共同参画推進条例」に基づき、本市が男女共同参画を推進するうえでの基本的な考え方を示す総合的な計画です。

また、この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める「市町村基本計画」に位置付けています。

さらに、本計画は「京都基本構想」に基づく分野別計画として、国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「京都府男女共同参画計画」、「輝く女性応援京都会議<sup>1</sup>」の「京都女性活躍応援計画」と連携しながら取組を推進するものです。

## 本計画の目指す社会

本計画では、誰もがそれぞれ幸せや生きがいを感じ、個人を取り巻く場や地域、社会に幸せや豊かさをもたらす社会を「ウェルビーイングな社会」とし、その実現を目指します。



「ウェルビーイングな社会」の実現に向けて、男女共同参画社会に寄与する以下の目標を設定します。

### 《誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会》

誰もが個人として尊重され、自らの意思に基づいてあらゆる分野で個性や能力を発揮できる、健康で生きがい・やりがいとゆとりのある暮らしを実現できる社会。

### 《あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りを持って生きられる社会》

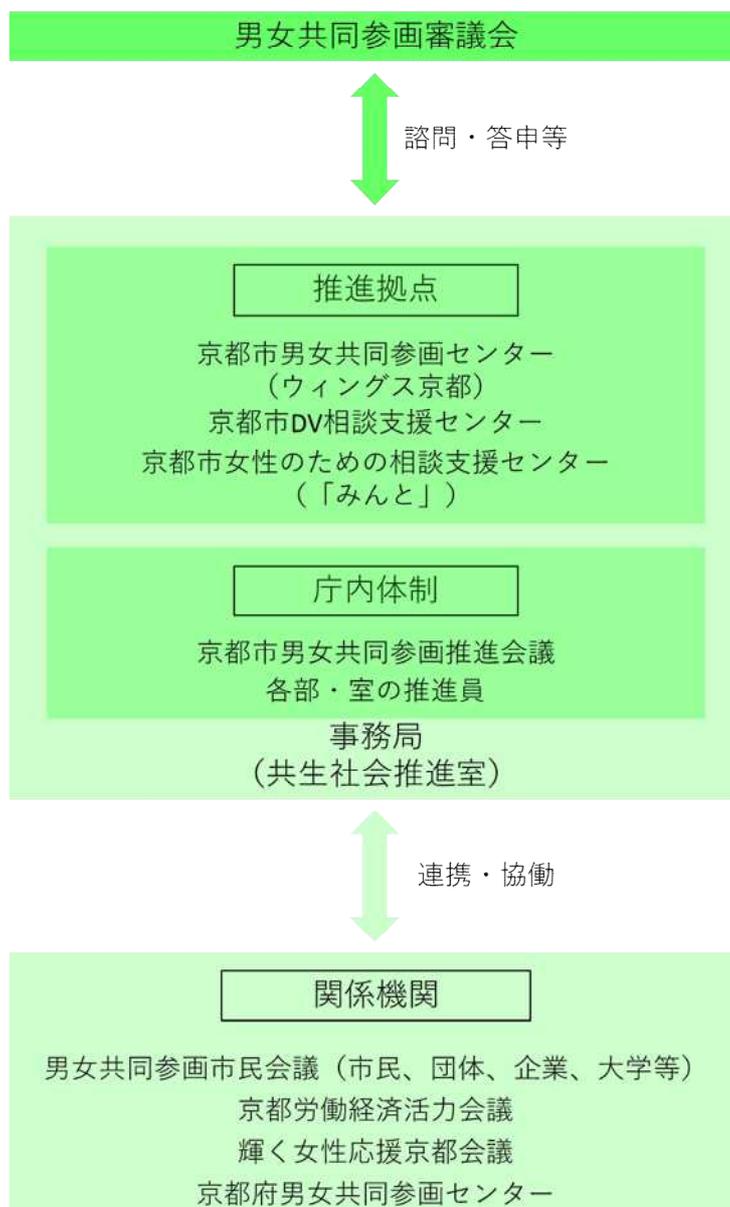
困難を抱えておられる方への支援等を通じて実現される、あらゆる暴力が根絶され、誰もが取り残されることのない社会。

<sup>1</sup> 経済団体・労働団体等と京都府・京都市・京都労働局等で構成する京都における女性活躍を加速するための体制。

## 計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

## 推進体制



京都市男女共同参画センター（ウイングス京都）及び、京都市DV相談支援センター、京都市女性のための相談支援センター（「みんと」）を、京都市の男女共同参画推進拠点として位置付け、京都市男女共同参画審議会の調査、審議のもと、「京都労働経済活力会議」や「輝く女性応援京都会議」、「京都府男女共同参画センター」などの多様な主体と連携・協働しながらオール京都体制でワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進を図ります。

## 現状と課題

---

### ① 仕事と生活の調和

若い世代では仕事と家庭生活のバランスを重視し、女性の就業継続意欲や男性の家事参画意欲が高い状況です。一方、女性の正規雇用では 20 代後半にピークを迎え、その後右肩下がりとなる、いわゆる「L 字カーブ」が依然存在し、男性も長時間労働などで家事・育児参画を断念するケースがあります。仕事と家庭の二者択一を迫られず、誰もが生きがいを感じられる社会を目指す必要があります。

### ② 女性活躍の推進

多様で公平な社会構築には、女性のあらゆる分野での社会参画とリーダーシップを高める必要があります。所得向上、経済的自立、男女間賃金格差是正が重要です。男女間の待遇差改善や多様な働き方が求められる中、企業間の進捗には差がある状況です。女性の成長分野への労働移動、スキル向上機会の提供や、災害時における女性参画など、あらゆる人が暮らしやすく持続可能な社会を実現することが求められます。

### ③ 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

全ての人が幸せや豊かさを感じられる社会の実現には、一人一人が性別にかかわらず互いを尊重し、価値観を認め合う社会づくりが不可欠です。市民意識調査では「男性は仕事、女性は家事や育児」という固定観念は減少傾向である一方、依然として男性優位と考える層も多い状況です。

また、ハラスメントは重大な人権侵害であるという認識の下、ハラスメントを許さない社会の土壌作りが重要です。

### ④ 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

全ての人が、理想の生き方を追求できる社会を実現するためには、身体・健康への正しい知識と自発的な取組が不可欠です。女性はライフステージ特有の健康課題に直面し、男性は「弱音を吐けない」などの固定観念から不調を抱える場合もあります。

多様な性の在り方が尊重され、偏見や差別・無理解のない環境整備が、ウェルビーイングな社会の実現には不可欠です。

### ⑤ DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援

女性は性暴力、経済的困窮、複雑な複合課題に直面しやすく、若年女性への支援不足も課題です。DVは身体的・精神的・経済的暴力を含む重大な人権侵害であり、被害者の状況やニーズに応じ、一人一人に寄り添った切れ目のない支援を関係機関が連携して行っていく必要があります。

さらに、近年は男性もDVや性暴力の被害者となることが顕在化してきており、男性被害者への相談支援体制を整えることが求められています。

## 計画の主な内容

### 基本目標Ⅰ 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現

#### ★ 施策の方針

##### 1 仕事と生活の調和

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、誰もが仕事、家庭や地域活動、学び等の様々な選択をし、自身の仕事と生活の調和の中で、豊かな人生を送ることができるよう、環境づくりを推進します。

##### 2 女性活躍の推進

京都市では「輝く女性応援京都会議」とともにオール京都体制で、様々な場面での女性活躍の推進と、男女間の格差を解消するための取組を推進し、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現を目指します。

##### 3 全ての人の人権尊重に基づく男女共同参画の視点の定着

ウェルビーイングな社会の実現に向けて、男女共同参画の理念が正しく、分かりやすく広がって定着するよう、教育機関や家庭、地域とも連携し、主体的に男女共同参画意識の醸成や行動改革に取り組める環境づくりを促進します。

##### 4 性に関する理解・尊重と心と体の健康づくり

誰もが性やそれに伴う身体的特徴について理解し、配慮し合い、安心して暮らせる社会の実現のため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>2</sup>の視点に立った健康の保持・増進と、企業においては従業員の健康に配慮した仕組みづくりの支援を行います。

### 基本目標Ⅱ あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りをもって生きられる社会の実現

#### ★ 施策の方針

##### 1 DVをはじめとする様々な困難を抱える女性への支援

配偶者等からの暴力をはじめとする暴力、性犯罪の根絶や、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる、誰一人取り残さない社会の実現を目指します。

<sup>2</sup> リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び年平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）とは「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

## 計画の体系

I 誰もが生きがい・やりがいをもって活躍できる社会の実現	
1 仕事と生活の調和	① 仕事と生活の両立のための安心な職場環境づくり
	② 全ての人々が安心して家事、育児、介護ができる環境の整備
	③ 地域活動や社会貢献活動への参加促進
	④ 生涯学び続けることができる機会の提供
2 女性活躍の推進	① 誰もが希望に応じて能力を発揮するための支援
	② 教育における女性活躍の推進
	③ <u>防災・復興における女性参画の拡大</u>
	④ <u>政策・方針決定過程における女性参画の拡大</u>
3 全ての人の 人権尊重に基づく 男女共同参画の視点の定着	① 男女共同参画意識の醸成に向けた啓発
	② 男女共同参画の実現を目指した市民活動への支援
	③ <u>魅力ある公共空間・エリアづくりに貢献する 京都市男女共同参画センター（ウィングス京都）</u>
	④ セクシュアル・ハラスメントをはじめとする 各種ハラスメントの防止対策
4 性に関する理解・尊重と 心と体の健康づくり	① 性に関する情報提供と多様な悩みを解決するための相談
	② 性の多様性や性的少数者に対する理解の促進
	③ ライフステージに応じた心身の健康の保持・増進
	④ <u>性別により異なる健康課題への理解促進</u>
II あらゆる暴力が根絶され、誰もが尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現	
【京都市DV対策基本計画】【京都市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】	
1 DVをはじめとする様々な <u>困難を抱える女性への支援</u>	① 女性本人や周囲にいる方への広報啓発
	② 関係機関等と連携した支援対象者を早期発見するための取組
	③ 相談支援体制の充実
	④ 被害者等の保護に関する取組
	⑤ 自立に向けた支援の充実
	⑥ <u>暴力の未然防止及び抑止に向けた研修・啓発</u>

※ 下線部については、新規・充実項目。

## モニタリング指標

男女共同参画社会の実現という大きなテーマが不変のものである一方で、これを取巻く状況は日々刻々と変化しており、5年間という計画期間中に時宜にかなう目標数値を設定することが困難な場合があると考えられるため、本計画では目標数値を設定しないこととします。

第5次計画において目標数値として設定していた6項目についてはモニタリング指標とするほか、必要に応じ、年次計画で目標数値を設定することで、取組の進捗の把握に努めます。